

給与支払報告書 にかかると特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

※処理事項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
-------	----------------------

◎ 異動があった場合、すみやかに提出してください。 ※印は必須項目です。

平成 年 月 日	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地	〒 -	特別徴収義務者 指定番号	※		
中札内村長様		氏名又は名称	※	印	この届出書について 答される方		
		個人番号又は法人番号			所属氏名		
					電話 ※() - (内線)		
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額	異動年月日	異動の事由
フリガナ	※	生年月日	※ M.T S.H . .	千 円	月分 から 月分 まで	千 円	1. 退職 2. 休職 3. 転勤 4. 死亡 5. その他理由()
氏名				千 円			
個人番号(マイナンバー)							
1月1日現在の住所							
給与の支払いを受けなくなったあとの住所							

※異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法を(A)(B)(C)から選択し、該当番号を○で囲んでください。

(A) 特別徴収を継続	新しい勤務地	名称 (特別徴収義務者指定番号)	新勤務先へは月割額 円
		個人番号又は法人番号	を 円
	所在地	電話() - 内線	月分から徴収するよう連絡済みです。
(B) 一括徴収	残りの未徴収税額を給与から差し引き、事業所が一括で納める方法	異動者印	一括徴収予定額 徴収税額は
			千 円 月分で納入します。(月 日納期限分)
(C) 普通徴収	残りの未徴収税額を本人が納める	一括徴収をしない理由 (1) 12月31日までに退職し、本人から一括徴収の申し出がないため (2) 1月1日以降に退職し、未徴収税額を上回る給与・退職手当等の支払いがないため (3) その他()	

異動の事由が『1. 退職』の場合	
1月1日以降退職までの給与支払額	社会保険料控除額
円	円
退職手当等の支払(支払予定額)	勤続年数
円	年

退職が1月1日以降の方につきましては、本人からの申し出がない場合でも、一括徴収することが義務付けられていますので、ご協力願います。